

兵庫県保健医療計画と市町介護保険事業計画と県介護保険事業支援計画との整合について

1 趣旨

県が改定する「兵庫県保健医療計画」、「介護保険事業支援計画」及び市町が改定する「市町介護保険事業計画」の整合を図るため、各圏域において「医療・介護協議の場」を設け、病床の機能分化・連携の推進に伴う「在宅医療等の新たなサービス必要量」の調整を行う。医療・介護各々の取り組みによる受け皿整備目標を整理し、両計画の整備見込量の整合性を測る。

2 地域医療構想の推計結果に基づく神戸圏域の在宅医療需要等（内訳）

		2013年 ①	2025年 ②	②-①
新たな需要	医療区分1の70%	558	862	→
	地域差解消分	795	1,200	→
	一般病床175点未満	898	1,206	→
自然増	訪問診療	11,366	16,981	5,615
	老健施設等	3,148	6,298	3,150
	在宅医療等	16,765	26,547	9,782

訪問診療、介護施設での対応分 (2,062 人/日)
 外来で対応(1,206 人/日)

3 在宅医療等の新たなサービス必要量の見込み

(1) 訪問診療の需要量見込み（速報値：H29.9 末時点）

療養病床から新たに生じる在宅医療等のサービス必要量について、県が示した考え方を元に、各市町が介護医療院への転換推計、市町の介護施設（老健・特養）の整備計画を踏まえ、訪問診療対応分と介護施設対応分を調整すると、次のとおりとなる。

【国の方針に基づき県が示した機械的試算の考え方】

- ① 一般病床から生じる需要増は、外来医療で対応
- ② 療養病床から生じる需要増は、介護医療院の転換で対応し、残りは訪問診療と介護施設（老健・特養）を1：3で按分して、各需要量を試算する。

訪問診療・介護施設での新たなサービス需要量見込

(人/日)

区 分	訪問診療	介護施設 (特養、老健)	介護医療院転換 (調査数から推計)	新たに生じる サービス量
	療養病床から	療養病床から		
H37 見込 神戸圏域	432	1,295	335	2,062

1 : 3

※介護医療院への転換意向のある医療機関（未定を含む）計 335 床

介護医療院とは、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れと看取り・終末期ケアの機能と生活施設としての機能を備えた、介護保険法に基づき設置される施設。